

○常滑市地域公共交通協議会設置要綱

令和4年4月28日要綱第107号

改正

令和6年7月4日要綱第77号

常滑市地域公共交通協議会設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、住民の生活や観光客の移動に必要な移動手段の確保及び利便性の増進を図り、持続可能な地域公共交通の実現に必要な事項を協議するため、常滑市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- （2）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画の策定・変更及び実施に関する事項
- （4）市の公共交通政策に関する事項
- （5）協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 協議会は、道路運送法第9条第4項に規定する協議組織として運賃分科会を置き、運賃及び料金に関する事項について協議するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- （1）一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
- （2）一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
- （3）一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
- （4）鉄道事業者を代表する者
- （5）愛知県知多建設事務所長が指名する者及びその他の道路管理者が指名する者
- （6）市民又は利用者を代表する者
- （7）中部運輸局愛知運輸支局長が指名する者
- （8）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者
- （9）常滑警察署長が指名する者及び中部空港警察署が指名する者
- （10）愛知県都市・交通局交通対策課長が指名する者
- （11）学識経験者
- （12）常滑市議会議長が指名する者
- （13）常滑市副市長
- （14）その他市長が必要と認める者

2 協議会の委員は25名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、協議会に代理人を出席させることができる。ただし、第1項第6号のうち公募によって選ばれた者及び第11号に規定する者を除く。

6 市長は、必要があると認めるときは、第1項の各号に掲げる者であって、委員ではない者をオブザーバーとして協議会に参加させることができる。

（会長及び副会長並びに座長）

第4条 協議会に会長及び副会長並びに座長を置く。

2 会長は、常滑市副市長をもってこれに充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 座長は、委員のうちから会長が指名する。

（協議会）

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

4 協議会は原則として公開とする。

5 座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

- 6 座長は、委員が参集して協議会を開催することが困難な事情があるときは、インターネットを用いたウェブ会議の方法により協議会を開催することができる。
- 7 前項の規定は、委員が参集して協議会に出席することを妨げるものではない。
- 8 座長が、協議事項が緊急を要するもの又は軽微なものと認めるときは、協議会の開催に代え、書面により賛否を求めることができる。
(協議結果の取扱い)
- 第6条 協議会及び運賃分科会において協議した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
(担当者部会)
- 第7条 会長は、協議会の議事を円滑に進めるため、事前に関係する者の協議が必要なときは、委員が指名する担当者を参集した担当者部会を開くことができる。ただし、第3条第1項第6号のうち公募によって選ばれた者及び第11号に規定する者は、委員が担当者を兼ねるものとする。
- 2 前項の担当者部会の開催については、第5条第6項及び第7項の規定を準用する。
(運賃分科会)
- 第8条 運賃分科会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
- (1) 当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃分科会が必要と認める事項
- 2 運賃分科会は、次に掲げる者をもって組織し、第3条に規定のある者は、運賃分科会の委員を兼ねるものとする。
- (1) 市長又は市長が指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者(乗合又は乗用)
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長が指名する者
- (4) 市民又は利用者を代表する者
- 3 運賃分科会に分科会長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 4 分科会長は、運賃分科会を代表し、会務を総括する。
- 5 分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。
- 6 運賃分科会の議事は、第5条第3項の規定を準用とする。
- 7 運賃分科会は原則として公開とする。
- 8 運賃分科会の開催については、第5条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 9 分科会長は、運賃分科会での協議結果を速やかに協議会に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が運賃分科会に諮り定める。
(事務局)
- 第9条 協議会及び運賃分科会の事務を処理するため、事務局を市民協働課に置く。
- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会の経費)
- 第10条 協議会の運営に要する経費は、常滑市からの負担金その他の収入をもって充てる。
(協議会の監査)
- 第11条 監事は、会長が指名する。
- 2 協議会の出納の監査は、監事によって行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。
(協議会の会計)
- 第12条 協議会の予算の編成、収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会が廃止された場合の措置)
- 第13条 協議会が廃止された場合においては、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
(雑則)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和4年4月28日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 第3条第4項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和6年3月31日までに委嘱又は任命された委員の任期は、令和6年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、第3条第3項ただし書の規定を準用する。
- 附 則(令和6年7月4日要綱第77号)
この要綱は、令和6年7月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
-